

5 循環型社会の形成

“循環型社会の形成”は、次に示す基本目標の実現に向けた施策の方向性を示すものである。

基本目標 芦屋エコライフの普及

基本目標 環境への負荷の低減

基本目標 参画と協働の推進

循環型社会の形成に向けて実施する事項

(1) ごみの減量化・再資源化の推進

- 目標の達成に向けた取組の推進
- 分別収集の推進
- 5 R 生活の推進
- 「リサイクル推進会議」による活動の推進
- ごみの有料化の検討

(2) 適正な廃棄物処理の推進

- 廃棄物処理施設の適正運転
- 廃棄物処理施設の適正な維持・管理

(3) グリーン購入の推進

- 市のグリーン購入の推進
- グリーンコンシューマーの育成
- 「スリム・リサイクル宣言の店」の拡大

(4) 不法投棄対策の推進

- 関係機関との連携による不法投棄対策
- 監視体制の強化
- 不法投棄に関する情報提供

(1) ごみの減量化・再資源化の推進

目標の達成に向けた取組の推進

近年，我が国における社会経済活動の拡大や，大量生産・大量消費・大量廃棄型のライフスタイルなどにより，ごみの排出量は高水準で推移している。これは，最終処分場の逼迫や焼却処理に伴う温室効果ガスの排出などの要因となるため，ごみの減量化・再資源化への対応が必要となっている。

本市における収集ごみの排出状況（平成 15 年度実績）は，平成 12 年度比で以下のとおりである。

リサイクル関連法の整備，市の資源回収と市民の集団回収による紙資源等の再資源化量の増加により，再資源化率が増加し，最終処分量は減少している。

また，収集ごみ量については，1 人 1 日平均排出量で 10.6% 減少している。

本市における収集ごみの排出状況

項目	平成 12 年度	平成 15 年度	備考
収集人口	85,642人	91,075人	6.3%の増加
収集ごみ量 (1 人 1 日あたり)	25,003 t (800 g)	23,847 t (715 g)	4.6%の減少 (10.6%の減少)
再資源化率	12.5%	13.5%	1.0 ポイントの増加
最終処分量	6,289 t	6,039 t	4.0%の減少

備考 1) 収集人口は，各年度 10 月 1 日現在の住民基本台帳人口及び外国人登録人口を集計したもの

2) 再資源化率 = (再資源化 + 資源ごみ集団回収)

÷ (直営・委託収集 + 直接搬入 + 資源ごみ集団回収)

平成 22 年度を目標年度とした「循環型社会形成推進基本計画」(環境省)では，ごみの減量化目標を，「1 人 1 日あたりに家庭から排出されるごみの量を平成 12 年度比で約 20%削減」とされていることを踏まえ，本市におけるごみの減量化に関する目標については，1 人 1 日あたりのごみ排出量を 640 g (平成 12 年度の収集ごみ量の 8 割に相当) 以下とする。

また，再資源化率の目標については，平成 17 年 5 月に策定した「芦屋市一般廃棄物処理基本計画」により，資源ごみ集団回収や資源の分別収集などを推進して，平成 22 年度までに 17.6% 以上とする。

< ごみの減量化・再資源化に関する目標 >

【ごみの減量化に関する目標】

平成 22 年度までに，1 人 1 日あたり排出量を 640 g 以下とする。

【再資源化に関する目標】

平成 22 年度までに，再資源化率を 17.6% 以上とする。

分別収集の推進

現在、本市の家庭から排出されるごみは、燃やすごみ、燃やさないごみ（カン、ビン、その他）、紙資源等（段ボール、新聞、紙パック、雑誌、チラシ、その他）、ペットボトル、粗大ごみ、植木の剪定ごみ、一時多量ごみに分けられ、それぞれ定められた方法で収集され、焼却処理やリサイクル等を行っている。

今後は、古紙類等の再資源化を促進するために、市による資源回収や市民による集団回収の推進を図る。

また、資源ごみ（循環資源）の引取先やリサイクル技術の動向を見据えながら、現在、焼却処理されている「その他プラスチック」や「布類」などの分別収集を検討する。



出典：ごみ処理事業概要

5 R生活の推進

ごみの減量化・再資源化を推進していくために、リデュース、リユース、リサイクル、リフューズ、リペアのRで始まる5つの取組を実施する生活(5 R生活)を市民・事業者・市が連携して促進する。

5 R生活の内容

- **リデュース**（ごみになるものを減らす。）
食材や日用品などは最後まで使い切る。
- **リユース**（繰り返し使う。）
買い物にはマイバッグ（買い物袋）を持参する。
自分で使わないものは、フリーマーケット等を活用して、誰かに使ってもらう。
- **リサイクル**（資源として使う。）
新聞紙や雑誌・缶などは、資源回収に出す。
- **リフューズ**（不用なものは受け取らない。）
過剰包装ではなく、簡易包装・簡易梱包を心がける。
- **リペア**（修理して長く使う。）
家具や自転車などは、修理をしながら長く使う。

5 R生活の促進活動（事例）

● イベントの開催

市民・事業者との協働により5 Rをテーマとしたイベント（リユースフェア，フリーマーケット等）を開催し，不用品の再利用を促進する。

● 普及・啓発活動の推進

市民・事業者との協働により，5 Rをテーマとした学習会を実施する。

また，イベントを行う際には，主催者や出店者に対し，環境に配慮した運営に努めるよう要望するとともに，来場者に対しては，ごみの持ち帰りや5 R生活の推進を呼びかける。

● 買物袋（マイバッグ）持参運動の推進

市民・事業者との協働により，消費者が買い物の際に買物袋を持参するようにし，排出される包装ごみの削減を図る。

● ごみの堆肥化の促進

「芦屋市生ごみ堆肥（コンポスト）化容器助成制度」等の活用により，生ごみ堆肥化容器の普及を図り，一般家庭から排出される生ごみの堆肥化とごみの減量化を促進する。

また，公園における剪定枝・落ち葉等の堆肥化を図る。

● 生ごみの水切りの促進

生ごみに含まれる水分は，ごみの増量要因であり，また，焼却炉の燃焼に負の影響を与えることから，生ごみ排出時の水切りを促進する。

「リサイクル推進会議」による活動の推進

人と環境の関わりについての認識や理解を深め，大量生産・大量消費・大量廃棄型のライフスタイルを見直し，環境にやさしいライフスタイルの定着を図るため，「リサイクル推進会議」で引き続き協議を行うとともに，市民や事業者への啓発を図る。

リサイクル推進会議における協議事項は，以下のとおりである。

ごみの発生量抑制の推進に関すること

ごみの資源化の推進に関すること

その他ごみの減量化・資源化に関する必要な事項

ごみの有料化の検討

現在，国において，家庭ごみの収集処理の有料化に関する法改正が検討されている。

市では，平成13年10月から粗大ごみの収集処理を有料としているが，今後，国，近隣市の動向を踏まえながら，家庭から排出される燃やすごみ，燃やさないごみの収集処理についても，有料化を検討する。

(2) 適正な廃棄物処理の推進

廃棄物処理施設の適正運転

芦屋市環境処理センターのごみ焼却施設は、ごみの完全焼却、公害防止、余熱利用、水資源の有効利用に対応する施設として平成8年3月から稼働している。

今後も、ごみ焼却施設の適正な運転を継続し、ごみの焼却に伴う環境への負荷の低減に努める。

また、地元自治連合会と締結した公害防止協定に基づいて、ばいじん、窒素酸化物、塩化水素、ダイオキシン類等の排出ガスや騒音・振動、悪臭などの監視を引き続き実施する。

芦屋市環境処理センターの基準値

対象	項目	基準値	法規制値	
排出ガス	ばいじん	0.02 g/Nm ³ 以下	0.08 g/Nm ³ 以下	
	硫黄酸化物	20 ppm以下	150 ppm以下	
	窒素酸化物	60 ppm以下	250 ppm以下	
	塩化水素	25 ppm以下	430 ppm以下	
	ダイオキシン類	法規制値を準用	1 ng-TEQ/Nm ³ 以下	
焼却灰	ダイオキシン類	法規制値を準用	3 ng-TEQ/g以下	
敷地境界	悪臭	悪臭防止法に定められた基準値	悪臭防止法に定められた基準値	
	騒音(6~8時)	50 dB以下	50 dB以下	
		(8~18時)	60 dB以下	60 dB以下
		(18~22時)	50 dB以下	50 dB以下
		(22~6時)	45 dB以下	45 dB以下
	振動(8~19時)	60 dB以下	60 dB以下	
(19~8時)		55 dB以下	55 dB以下	

備考1) 排出ガスのうち、ダイオキシン類以外の法令等規制値は、『大気汚染防止法』による。

2) 排出ガスのうち、ダイオキシン類の法令等規制値は、『ダイオキシン類対策特別措置法』による。

3) 騒音の法規制値は、『騒音規制法の規定に基づく時間及び区域の区分ごとの規制基準の設定』による。

4) 振動の法規制値は、『振動規制法の規定に基づく時間及び区域の区分ごとの規制基準』による。

5) 基準値は、公害防止協定に基づく基準値をいう。

廃棄物処理施設の適正な維持・管理

廃棄物処理施設の適正な維持・管理を実施し、施設の効率的な稼働を図り、必要に応じて補修、改修、更新等を行う。

また、市民のごみ処理やごみの減量化に関する知識と理解を深めるために、施設見学者の受け入れを実施するなど、循環型社会に向けた啓発のための施設の活用を図る。



環境処理センター

(3) グリーン購入の推進

市のグリーン購入の推進

循環型社会の形成のため、市では環境に配慮された物品等の選択と調達量の適正化に努めるとともに、市民や事業者への啓発を図る。

グリーンコンシューマーの育成

グリーンコンシューマー（環境にやさしい製品やお店を優先的に選択する消費者）を育成するため、環境学習や環境情報などの充実に努める。

グリーンコンシューマー10原則

必要なものを必要な量だけ買う。
使い捨て商品ではなく、長く使えるものを選ぶ。
包装はないものを最優先し、次に最小限のもの、容器は再使用できるものを選ぶ。
作る時、使う時、捨てる時、資源とエネルギー消費の少ないものを選ぶ。
化学物質による環境汚染と健康への影響の少ないものを選ぶ。
自然と生物多様性を損なわないものを選ぶ。
近くで生産・製造されたものを選ぶ。
作る人に公正な分配が保証されるものを選ぶ。
リサイクルされたもの、リサイクルシステムのあるものを選ぶ。
環境問題に熱心に取り組み、環境情報を公開しているメーカーや店を選ぶ。

出典：グリーンコンシューマー全国ネットワーク著「グリーンコンシューマーになる買い物ガイド」

「スリム・リサイクル宣言の店」の拡大

「兵庫県5R生活推進会議」¹⁾との連携により、「スリム・リサイクル宣言の店」²⁾の拡大を図るとともに、宣言店の情報を公表し、利用者の拡大を図る。

スリム・リサイクル宣言の店の活動内容

資源物（牛乳パック、空き缶、トレイなど）の回収促進
簡易包装の推進
使い捨て容器、製品の使用削減
買い物袋の再利用促進
再生製品の使用と販売
店舗等で発生する紙類、びん類、缶類などのリサイクルの促進
広告、チラシ、事務用紙などへの再生紙使用促進と使用量の抑制
消費者へのごみ減量化・再資源化の呼びかけ
従業員へのごみ減量化・再資源化教育の推進
地域のガレッジセールなどの場の提供
その他、店舗等の創意工夫によるごみ減量化・再資源化の推進



1) 循環型社会の形成を目指して、県民・事業者が5Rに配慮した生活・事業活動を推進することを目的に設置された会議

2) ごみの減量化や再資源化に取り組む店舗・事業者を兵庫県5R生活推進会議が指定したもの

(4) 不法投棄対策の推進

粗大ごみの有料化や、『特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)』の施行等により、ごみ処理の有料化が進むことによって、不法投棄の増加が懸念されるため、不法投棄に対する対応の強化に努める。

関係機関との連携による不法投棄対策

不法投棄対策として、兵庫国道事務所、阪神南県民局、芦屋警察署、市等の関係機関で構成する「芦屋市不法投棄防止協議会」で責任分担を明確にし、情報の交換を行う。

監視体制の強化

不法投棄の未然防止に向けて、市民による日常的な監視と通報、市職員によるパトロールの強化等により、現地調査、排出者の特定等の取組を推進する。

不法投棄に関する情報提供

不法投棄に関する情報収集に努め、環境情報として公表するとともに、不法投棄対策を環境学習のテーマに位置付け、対策の普及・啓発に努める。



不法投棄現場